

東京にある事務所を
地方に移転したい

災害対策のため、
本社機能を
分散化したい

地方にある事務所の
建物を増築したい

効率化のため
地方に研究所を
集約したい

こんなときに活用できます！

地方拠点強化税制



建物等の取得価額に応じて、
税制優遇を受けられます※！

※事前に各都道府県の認定を受ける等、一定の要件を満たす必要があります。

税制優遇のメリットは裏面へ >



内閣府 地方創生推進事務局



地方拠点強化税制(オフィス減税)とは？

地方に本社機能の全部又は一部を移転したり、地方の本社機能を拡充したりする場合に、都道府県知事により、計画※の認定を受けた事業者は、移転や拡充に際して取得や建設した建物・建物附属設備・構築物（以下、「建物等」）の取得価額に応じた特別償却又は税額控除を受けることができます。

※ 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下、「整備計画」）



▶ **本社機能（特定業務施設）** ※業種に制限はありませんが、工場や店舗は対象外です。登記簿上の「本店」である必要はありません。

事務所

調査及び企画部門、情報処理部門、研究開発部門、国際事業部門、その他管理業務部門、商業事業部門（一部）、情報サービス事業部門、サービス事業部門（一部）のいずれかのために使用されるもの。

研究所

研究開発において重要な役割を担うもの

研修所

人材育成において重要な役割を担うもの



子育て施設 (特定業務児童福祉施設)

事務所・研究所・研修所の新設と併せて整備される場合、対象となります。



優遇措置の内容は？

移転型事業

東京 23 区からの特定業務施設の移転（首都圏の一部は対象外）

オフィス減税

〈新築／増築／新築の購入〉建物等の取得価額に対し、
特別償却 25% 又は **税額控除 7%**
〈中古資産の購入及び当該購入に伴う改修〉 **特別償却 15%** 又は **税額控除 4%**

上乗せ措置※ を使うと

〈新築／増築／新築の購入〉建物等の取得価額に対し、
税額控除 8% ※特別償却は変わらず



拡充型事業

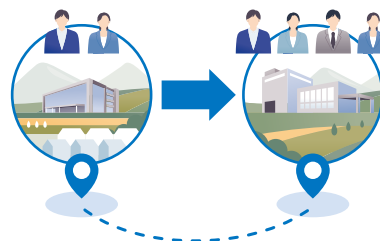
地方における特定業務施設の拡充等（首都圏、中部圏、近畿圏の一部は対象外）

オフィス減税

〈新築／増築／新築の購入〉建物等の取得価額に対し、
特別償却 15% 又は **税額控除 4%**
〈中古資産の購入及び当該購入に伴う改修〉 **特別償却 10%** 又は **税額控除 2%**

上乗せ措置※ を使うと

〈新築／増築／新築の購入〉建物等の取得価額に対し、
特別償却 20% 又は **税額控除 5%**



※大企業：取得価額 10 億円以上、雇用増加数 60 人以上／中小企業者：雇用増加数 20 人以上といった要件があります。詳細はガイドブックをご参照ください。



優遇措置のメリットは？

例 1：移転型 × 上乗せ措置

移転型で、取得価額 10 億円で新築により整備し、上乗せ措置も活用。

特別償却(25%)： **2億5,000万円**

又は

税額控除(8%)： **8,000万円**

※通常の7%の場合に比べて+1,000 万円

例 2：拡充型 × 通常

拡充型で、取得価額 5 億円で新築により整備。

特別償却(15%)： **7,500万円**

又は

税額控除(4%)： **2,000万円**

例 3：拡充型 × 中古資産の購入

拡充型で、取得価額 9,000 万円で中古物件の購入のうえ、改修して整備。

特別償却(10%)： **900万円**

又は

税額控除(2%)： **180万円**



優遇措置を受けるためには？

- 都道府県知事から、建物の着工等の前に整備計画の認定を受ける必要があります（認定期限：令和 10 年 3 月末）。
- 整備計画の認定を受けることで、地方拠点強化税制（オフィス減税）の他、地方税の優遇措置等も受けられる場合があります。

お問い合わせ

内閣府 地方創生推進事務局
地方拠点強化税制担当
(経済産業省 地域経済産業政策課内)

03-3501-1511
(内線：2751)

詳しくは
ホームページを
ご覧ください

